

議案第 70 号

清水町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 7 日提出

清水町長 阿部 一男

清水町課設置条例の一部を改正する条例

清水町課設置条例（昭和 27 年清水町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「保育所」を「認定こども園」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。